

名古屋大学附属図書館国際機構図書室利用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、名古屋大学附属図書館利用規程（平成16年度規程第178号。以下「附属図書館利用規程」という。）第18条の規定に基づき、名古屋大学附属図書館国際機構図書室（以下「図書室」という。）における図書の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書資料)

第2条 図書室備付けの図書資料（以下「図書」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般図書
- 二 参考図書
- 三 逐次刊行物
- 四 その他の資料

(利用資格)

第3条 図書室備付けの図書を利用することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 名古屋大学（以下「本学」という。）の学生
 - 二 本学の職員
 - 三 本学の名誉教授
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、図書の閲覧を目的とする場合には、申し出により図書を利用することができる。
- 一 本学の卒業生及び大学院修了者
 - 二 本学の元職員
 - 三 その他一般の利用者

(利用の手続き)

第4条 前条に規定する者で図書を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の手続きを経なければならない。

(図書の閲覧)

第5条 利用者は、図書室が管理する図書を閲覧することができる。

- 2 閲覧は、名古屋大学国際機構（以下「国際機構」という。）の長（以下「機構長」という。）が指定する場所において行う。
- 3 機構長は、図書を利用者の閲覧に供するため、図書の目録及び利用に関する規定を常時閲覧に使用する場所に備え付けるものとする。

(閲覧の制限)

第6条 機構長は、次に掲げる場合においては、図書の閲覧を制限することができる。

- 一 図書に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる場合における当該情報が記載されている部分
- 二 図書の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における当該期間が経過するまでの間
- 三 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書が現に使用されている場合

(貸出し)

第7条 図書の貸出しは、機構長の許可する範囲で行う。

- 2 貸出しを受けようとする者は、機構長の定める所定の手続きを経なければならない。

(長期貸出し)

第8条 機構長は、教育上又は研究上の必要に応じて、図書を国際機構に置くセンターの部門等に長期に貸出すことができる。

(返却)

第9条 利用者は、貸出しを受けた図書を定められた期間内に返却しなければならない。

2 機構長が特に必要と認めた場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがある。

3 利用者は、その身分又は資格を失ったときには、貸出しを受けた図書を直ちに返却しなければならない。

(利用の制限)

第10条 機構長は、附属図書館利用規程、図書資料の利用細則等又は図書室の職員による利用上の指示に従わない者に対し、利用を制限することができる。

2 機構長は、国際機構における学習、教育及び研究に支障を来すおそれがある場合には、図書の利用を制限することができる。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、図書の利用に関し必要な事項は、国際機構会議の議を経て、機構長が定める。

附 則

1 この細則は、平成28年3月1日から施行する。